

総合物流施策推進プログラムについて

「総合物流施策大綱(2013-2017)」に基づき、今後推進すべき具体的施策を取りまとめた「**総合物流施策推進プログラム**」を総合物流施策推進会議において策定。(平成25年9月20日)

「総合物流施策プログラム」については、「総合物流施策大綱(2013-2017)」において「**毎年度、官民協働で取組の実施状況の検証を行い、必要に応じて見直すなど、PDCA方式により進捗管理を適切に行う**」こととされている。

【本文例】

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

- (1) 我が国物流システムの国際展開の促進
 - 1) 我が国物流システムの海外展開の環境整備

ア) 我が国物流システムのアジア展開の推進

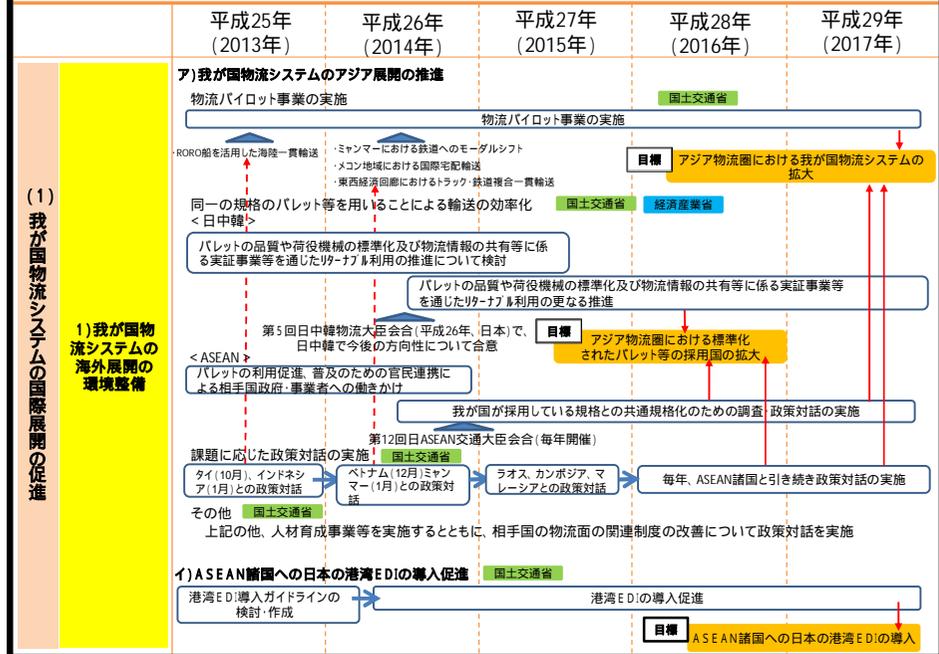
アジア諸国における我が国物流システムの展開(RORO船を活用した海陸一貫輸送網の構築、パレット等物流機材の規格の標準化、リターナブル化を図ることによる輸送の効率化、コールドチェーンの導入等)に向け、課題の調査や物流パイロット事業等を実施し、明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について政策対話等を通じて改善を働きかける。また、物流パイロット事業等の成果を踏まえ、官民連携によるプロモーションを実施し、我が国物流システムの海外展開を推進する。【国土交通省・経済産業省】

イ) ASEAN諸国への日本の港湾EDIの導入促進

ASEAN諸国には、港湾関連手続の簡素化及び電子化に係る制度・技術に関する知見が十分でないため、港湾関連手続の電子化が進んでいない国が多数ある。このため、ASEAN諸国を対象に、我が国主導による港湾関連手続の電子化(港湾EDIの導入)を図ることによって、我が国の港湾EDIをASEAN諸国でスタンダードなシステムとし、我が国の物流事業者にとっての手続の容易化、導入国の事業者及び行政機関の事務の効率化を実現させることで、進出する我が国の企業の国際競争力の強化を図る。【国土交通省】

【工程表例】

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組



【総合物流施策推進プログラムの位置付け及び取組の実施状況の検証の根拠】 (総合物流施策大綱(2013-2017)p.18より抜粋)

3. 今後の推進体制

本大綱に基づく取組の実施に際しては、**関係省庁による推進会議**を設置し、施策の総合的・一体的推進に向けた連携・協働を一層強めることとする。

また、物流施策と物流に関連する諸施策との整合性を図りつつ、上記推進会議において、**今後推進すべき具体的な物流施策**をプログラムとしてとりまとめ、その実現に努めることとする。

上記プログラムについては、中長期的な見通しを持ちつつ目標を設定し、また、その達成に向けた工程表を作成した上で、**毎年度、官民協働で取組の実施状況の検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直すなど、PDCA方式により進捗管理を適切に行うこととする。**

➡ **総合物流施策推進会議(2013年9月20日設置)**
(関係省庁の局長等により構成)

➡ **総合物流施策推進プログラム(2013年9月20日策定)**

➡ **総合物流施策推進会議幹事会(2013年9月20日設置)**
(関係省庁の課室長及び関係団体により構成)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

工程表の例

平成25年 (2013年) 平成26年 (2014年) 平成27年 (2015年) 平成28年 (2016年) 平成29年 (2017年)

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

1) 我が国物流システムの海外展開の環境整備

